

令和 6 年 4 月

職 員 各 位

社会福祉法人網走愛育会

理事長 大 橋 俊 彦

介護職員等の処遇改善について

国(厚生労働省)においては、介護職員の処遇改善の取組として、「**介護職員処遇改善加算**」を創設し、介護保険法に基づき就労している介護職員を対象に、届出のあった事業者に対し「**介護職員処遇改善加算**」が算定されることとなりました。

また、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、介護職員等の更なる処遇改善を進めるため「**介護職員等特定処遇改善加算**」が創設されることとなりました。なお、6月以降は現行の処遇改善加算等と一本化される予定です。

当法人においては、次のとおり介護職員等に対し処遇改善を図ることとし、処遇改善計画書を北海道に提出することとしたので、本書をもって職員に周知します。

記

1. 対象事業所

- (1) 介護老人保健施設いせの里
- (2) いせの里通所リハビリテーション事業所
- (3) いせの里指定訪問介護事業所
- (4) ケアハウスハーモニーヴィレッジ

2. 介護職員処遇改善加算

(1) 対象職員

介護職員(正職員)、臨時介護職員(月額臨時職員、常勤の時間給臨時職員)
※ 年俸職員及び非常勤職員(パート職員)を除く。

(2) 処遇改善の実施方法

- ① 定期昇給(毎年度実施)
- ② 勤続年数に応じて昇級実施(毎年度実施)
- ③ 臨時職員から正規職員への転換(毎年度実施)
- ④ 介護福祉士取得に伴う特殊業務手当の改善(平成24年4月1日改正済)
- ⑤ 人材育成環境の整備、資格取得、能力向上のための措置(各種研修への参加等)
- ⑥ 介護職員の業務改善のためタブレット端末のICT活用及び、介護職員の負担軽減のため介護ロボット(見守り支援ベッド)の導入
- ⑦ 出産・子育て支援、健康診断の実施

3. 介護職員等特定処遇改善加算

(1) 対象職員

- ① 経験・技能ある介護職員(勤続年数10年以上の介護福祉士)
- ② 他の介護職員
- ③ その他の職種(看護職員に限る。)

注1) ①にある勤続年数10年以上には、前歴(介護サービス事業所等)も含む。
注2) ①にある勤続年数10年以上については、毎年4月1日(基準日)時点での勤続年数で決定する。

注3) ①～②について、再雇用職員及び年俸職員は除く。

注4) ③について、年収440万円以上の職員は対象外。

(2) 処遇改善の実施方法

- ① 介護職員の本俸の見直し(令和元年10月改正済)
- ② 介護職員の時間給の改善(令和元年10月改正済)
- ③ 夜勤手当の改善(令和元年10月改正済、及び令和4年4月に改正)
- ④ 臨時職員の賞与額改善(令和2年11月改正済)
- ⑤ 処遇改善一時金の支給(3月予定、上記①及び②に該当する職員)
※ 処遇改善一時金については、利用者数に応じて支給額が決定します。

4. 賃金改善実施期間

令和6年4月～令和7年3月

令和 6 年 4 月

職 員 各 位

社会福祉法人網走愛育会
理事長 大 橋 俊 彦

介護職員等のベースアップ等支援について

国(厚生労働省)においては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に伴い、基本給等固定賃金の引上げを一定求めつつ、介護職員の更なる処遇改善を進めるため「**介護職員等ベースアップ等支援加算**」が創設されることとなりました。なお、6月以降は現行の処遇改善加算等と一本化される予定です。

当法人においては、介護職員の処遇改善を十分に踏まえた上で、他の職員の処遇改善も行うことができるところから、次のとおり介護職員及び他の職員に対し更なる処遇改善を図ることとし、処遇改善計画書を北海道及び網走市に提出することとしたので、本書をもって職員に周知します。

記

1. 対象事業所

- (1) 介護老人保健施設いせの里
- (2) いせの里通所リハビリテーション事業所
- (3) いせの里指定訪問介護事業所
- (4) ケアハウスハーモニーヴィレッジ

2. 対象職員

- (1) 介護職員
- (2) 他の職員

注 1) 再雇用職員及び年俸職員は除く。

3. 処遇改善の実施方法

- (1) 介護職員の本俸の見直し（令和 4 年 4 月改正済）
- (2) 特殊業務手当の改善（令和 4 年 4 月改正済）
- (3) 夜勤手当の改善（令和 4 年 4 月改正済）
- (4) 住居手当の改善（令和 4 年 4 月改正済）
- (5) 初任給の見直し（令和 4 年 4 月改正及び令和 5 年 4 月改正済）

4. 賃金改善実施期間

令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月